

## 住民訴訟（戸別受信機）に係る最高裁決定について

武雄市長が被上告人等となっている住民訴訟（令和5年（行ツ）第393号、令和5年（行ヒ）第428号）（原審：福岡高等裁判所令和4年（行コ）第61号契約無効確認等請求控訴事件（令和5年8月23日判決））について、最高裁判所において令和6年2月8日付けで決定が行われましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### ○決定主文

- ・ 本件上告を棄却する。
- ・ 本件を上告審として受理しない。
- ・ 上告費用及び申立費用は、上告人兼申立人らの負担とする。

#### ○市長コメント

最高裁において、市の控訴を認容した令和5年8月23日の福岡高裁判決を支持する旨の決定があり、これをもって、控訴審判決は確定し、令和2年12月以後の戸別受信機訴訟は終結となりました。今後も、再発防止に取り組みながら、住民サービスの向上に努めてまいります。

#### — 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市総務部防災・減災課 TEL 0954-23-9223

武雄市総務部総務課 TEL 0954-23-9315